

八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（改定素案）に係る市民意見提出制度実施要領

1	件 名	八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（改定素案）についての市民意見募集
2	目的	八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版を改定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条に基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とします。
3	事務説明	<p>本市では、公共施設や土木インフラ等の全体の状況を把握するとともに、課題や利用需要の変化等を踏まえ、長期的な視点により、総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針として、「八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（八尾市公共施設等総合管理計画）」を策定しています。現方針の策定から10年が経過し、計画期間20年の中間年を迎えることから、社会情勢の変化に対応するため、改定素案をまとめました。</p> <p>今回、八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（改定素案）について、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民の意見・提言を募集します。</p>
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内 及び公表方法	<p>(1)公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（改定素案） <p>(2)公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本館【4階政策推進課、3階情報公開室および1階総合案内】、桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、緑ヶ丘コミュニティセンター、各出張所、社会福祉会館、生涯学習センター、図書館（八尾・山本・志紀・龍華）での閲覧 ・八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和8年1月6日（火）から令和8年2月5日（木）まで
7	意見募集期間	令和8年1月6日（火）から令和8年2月5日（木）まで（必着）
8	必須記入事項	<p>(1)タイトル「八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版（改定素案）についての市民意見」</p> <p>(2)意見・提言</p> <p>(3)連絡先（任意） (氏名又は団体名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)</p> <p>※提出された連絡先等の個人情報は個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。</p> <p>※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。</p>

9	意見の提出方法 及び提出先	<p>(1)持参（代理人によるものを含む。) 八尾市役所本館4階 政策推進課 公共施設マネジメント推進室</p> <p>(2)郵送 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 政策企画部 政策推進課 公共施設マネジメント推進室</p> <p>(3)ファクシミリ : 072-924-3570</p> <p>(4)電子メール 送付先アドレス : koumane@city.yao.osaka.jp</p> <p>(5)八尾市電子申請システム</p>
10	提出された意見 の取り扱い等	<p>(1)提出された意見は、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日（令和8年3月頃を予定）に情報公開室や八尾市ホームページで公表します。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。</p> <p>(2)提出された意見は、連絡先を除き、そのままの形で公表する事がありますので、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないよう、ご留意ください。</p> <p>(3)意見を受領したことについて、個別の連絡はいたしません。</p> <p>(4)電話・口頭での意見の提出は市民意見提出制度として取り扱いません。</p>
11	担当 (問い合わせ先)	八尾市 政策企画部 政策推進課 公共施設マネジメント推進室 電話 : 072-924-9308（直通）